

武道館

●改訂前(～令和8年7月31日利用分)

1. 団体

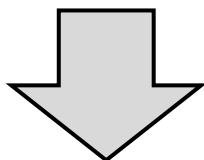
(単位：円)

施設・区分	午前	午後	午前・午後	夜間	全日
	9時から 12時まで	12時から 17時まで	9時から 17時まで	17時から 21時30分まで	9時から 21時30分まで
柔道場	870	1,460	2,330	2,130	4,460
剣道場	1,220	1,830	3,050	2,620	4,650

2. 個人

(単位：円)

施設・区分		1回	11回
柔道場	児童・生徒	50	500
	一般	110	1,100
剣道場	児童・生徒	50	500
	一般	110	1,100



●改訂後(令和8年8月1日利用分～)

1. 団体

(単位：円)

施設・区分	午前	午後	午前・午後	夜間	全日
	9時から 12時まで	12時から 17時まで	9時から 17時まで	17時から 21時30分まで	9時から 21時30分まで
柔道場	1,040	1,750	2,790	1,890	4,680
剣道場	1,460	2,190	3,650	2,520	5,580

2. 個人

(単位：円)

施設・区分		1回	11回
柔道場	児童・生徒	60	600
	一般	120	1,200
剣道場	児童・生徒	60	600
	一般	120	1,200

備考

- 営利、宣伝等を目的として利用する場合は、この表に定める使用料の3倍の額とする。
- 市外の方が利用するときは、この表に定める使用料の2倍の額とする。
- 利用時間を延長又は繰り上げて使用する場合の使用料は、この表に定める使用料のほか延長又は繰り上げ時間1時間（1時間に満たないときは、1時間とみなす。）ごとに当該区分の1時間当たりの額を徴収する。
- 児童・生徒とは、小学校就学前の子ども、小学校の児童並びに中学校及び高等学校の生徒をいう。
- 一般とは、児童・生徒以外の者をいう。
- 市内の小学校就学前の子ども、小学校の児童及び中学校の生徒は無料とする。
- 個人で利用する場合は、午前、午後、夜間を各1回とする。
- 9時から17時までの間において、電灯を使用した場合（個人の場合を除く。）は実費を徴収する。